



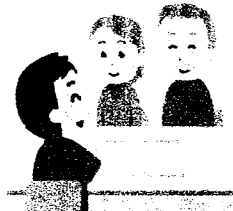
西部地域包括支援センターだより

今月のテーマは『思いやりあんしんカルテ』です

「思いやりあんしんカルテ」は行方不明になる可能性のある方を早期に発見し、安全の確保につながることを目的としています。提出していただいた「交付申請書（希望者は写真を添付）」は松本警察署と情報共有を行います。

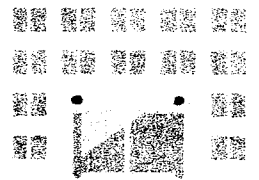
思いやりあんしんカルテの交付申請書に住所、氏名、希望者は写真を
事前登録

※写真の登録を令和5年4月から開始しました。



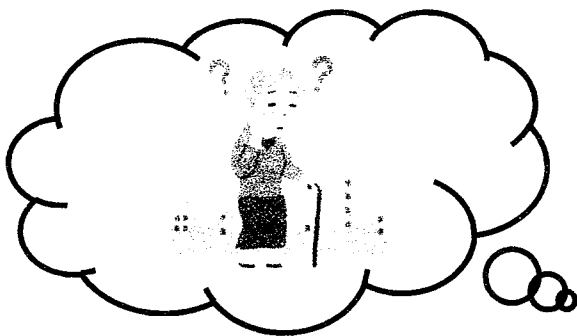
申請先：
地域包括支援センター

松本警察署と
情報共有



◎もし行方がわからなくなったら

行方不明になったら、すぐに松本警察署に連絡をする必要がありますが・・・



行方がわからなくなりました・・・

どうしたらいいだろう・・・

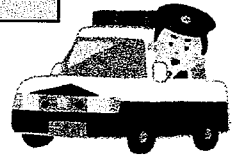
その際、事前に「思いやりあんしんカルテ」を作成してあると慌てずに、松本警察署に情報提供ができます。

また、写真を登録していると早期発見につながります。

「思いやりあんしんカルテ」の申請は、地域包括支援センターで受け付けています。

行方不明になった時の流れ（一例）

- ① できるだけ早く警察署へ届出します。 松本警察署
思いやりあんしんカルテの基本情報を伝えます。 ☎25-0110



- ② 警察署から状況に応じて防災行政無線等の案内があります。

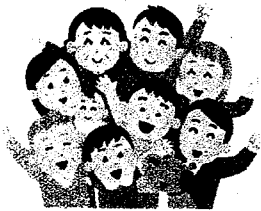


防災行政無線や松本安心ネット（松本市が行うメール配信システム）は
発見につながりやすいです。

- ③ 思い当たる場所や親戚、友人に確認をします。

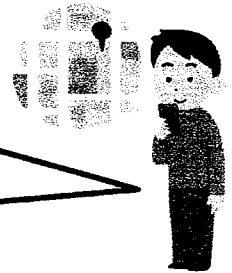
どなたかは自宅で待機するか携帯電話を所持していつでも連絡がとれるようにして
おきます。

- ④ 先に発見した場合は、警察署へ速やかに連絡してください。



日頃の地域の見守りも大事ですね。

市の福祉サービスとして、徘徊GPS端末機の
貸与もあります。
民間企業による安否確認サービスもあります。



ご自身やご家族が認知症かな？と感じたり、心配な事がありましたら、
お近くの地域包括支援センターにご相談ください。



成年後見制度相談会

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。
日時：6月27日（火）午後1時30分～4時40分（要予約）
会場：松本市役所本庁舎北別棟1階 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 福祉担当（電話 34-3237）
または、お近くの地域包括支援センターまで

西部地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）
電話 87-1572 FAX 87-1573